

部の分掌事務

環境清掃部

課	係	分掌事務
環境保全課	環境計画係	・部の庶務に関すること。 ・部の事務事業の進行管理及び調整に関すること。 ・環境基本計画の推進及び進行管理に関すること。 ・環境審議会に関すること。 ・環境情報の収集及び管理に関すること。 ・環境問題の普及啓発に関すること（他の係に属するものを除く。）。 ・環境保全に関する教育及び学習の促進に関すること。 ・エコプラザに関すること。 ・エコライフめぐろ推進協会に関すること。 ・部内他の課及び係に属しないこと。
	環境美化推進担当係	・環境美化に関すること。
	温暖化対策係	・地球温暖化対策の計画に関すること。 ・地球温暖化対策の推進に関すること。
	公害対策係	・環境調査に関すること。 ・工場、指定作業場その他事業場に係る規制、指導及び調査に関すること。 ・公害に係る苦情及び陳情に関すること。 ・公害防止に係る事業場の認可、届出等に関すること。 ・公害発生源（工場、指定作業場その他事業場を除く。）に係る規制及び指導に関すること。 ・建設作業等の届出に関すること。 ・工場等に係る環境問題の普及啓発に関すること。 ・大気汚染緊急時対策に関すること。 ・大気汚染測定室及び環境保全課分析室の管理に関すること。

課	係	分掌事務
清掃リサイクル課	管理調整係	・清掃リサイクル事業に係る基本的事項の管理調整に関する こと。 ・作業計画に関すること。 ・東京二十三区清掃一部事務組合及び東京二十三区清掃協議 会等との連絡調整に関すること。 ・廃棄物処理手数料に関すること。 ・粗大ごみ受付センターに関すること。 ・浄化槽に関すること。 ・一般廃棄物処理業の許可及び指導に関すること。 ・ストックヤードに関すること。
	計画普及担当係	・清掃リサイクル事業に関する普及啓発に関すること。 ・廃棄物減量等推進審議会に関すること。 ・一般廃棄物処理計画に関すること。 ・分別収集計画の策定に関すること。 ・清掃リサイクル事業に係る主要な計画及び課題の調査に関 すること。

課	係	分掌事務
清掃事務所	管理係	・ 所の文書の受発、記録、編集及び保存に関すること。 ・ 所の予算、決算、契約及び会計に関すること。 ・ 所及び粗大ごみ等の中継施設（以下「所等」という。）の維持管理に関すること。 ・ 所の運営管理に関すること。 ・ 所の広報に関すること。 ・ 廃棄物処理手数料及び動物死体処理手数料の調定及び徴収に関すること。 ・ 作業計画に関すること（他の課及び係に属するものを除く。）。 ・ 清掃事業に係る連絡調整に関すること。 ・ 清掃事業協力団体に関すること。 ・ 所内他の係に属しないこと。
	作業係	・ 廃棄物の収集及び運搬に関すること。 ・ 廃棄物の排出抑制に関すること。 ・ 廃棄物処理の指導監督に関すること。 ・ 資源回収に関すること。 ・ 再利用資源化に関すること。 ・ 大規模建築物の廃棄物保管場所等の届出に関すること。 ・ 清掃事業についての苦情処理に関すること。 ・ 廃棄物運搬車両の運行計画に関すること。 ・ 庁用車（所所管のものに限る。）の運行管理に関すること。 ・ 動物の死体の処理に関すること（他の部に属するものを除く。）。 ・ 作業計画の進行管理及び作業統計に関すること。 ・ 作業用物品の管理保管に関すること。 ・ 作業上の事故に関すること。 ・ その他清掃事業の実施に関すること。
	清掃事業所	・ 清掃事業用自動車の運行、管理及び修理に関すること。 ・ 作業用危険物の取締りに関すること。 ・ 機動処理作業の実施に関すること。 ・ 清掃事業所の施設の維持管理に関すること。

部の課題・重点施策

環境清掃部

事業名	内容
環境美化の推進 (ポイ捨ての防止・路上喫煙禁止事業)	ポイ捨て防止条例、まちの環境美化に関する行動計画等に基づき、区民、事業者との協働により、ポイ捨て防止対策や路上喫煙禁止対策を推進している。 近年、指定喫煙所（中目黒・学芸大学・都立大学・自由が丘の各駅周辺に合計 8 か所）の利用が増大しており、多くの苦情が寄せられている。特に、学芸大学駅西口指定喫煙所については、地元から休止・廃止を求める意見・要望が出されている。 このため、平成 27 年度から路上喫煙禁止等パトロールを強化するとともに、学芸大学駅屋内型指定喫煙所設置についての地元協議等を進めている。
地球温暖化対策の推進	○新エネルギー及び省エネルギー機器設置費助成(実施計画事業) 環境負荷の少ない再生可能エネルギー機器の利用を促進するため、平成 21 年度から、一般住宅において太陽光発電システム等を設置した区民に対して費用の一部を助成している。 平成 26 年度は、太陽光発電システム、CO₂冷媒ヒートポンプ給湯器、家庭用燃料電池システムを補助対象機器としたが、現在、対象機器の拡大に向けた検討を行っている。 ○めぐろスマートライフ 平成 27 年 4 月に、環境負荷の少ない暮らしを楽しみながら実践することを目指したホームページ『めぐろスマートライフ』を立ち上げた。目黒区環境基本計画の重点プロジェクトの一つである「節電からはじめるライフスタイルの転換」の取り組みであり、エコライフめぐろ推進協会と連携しながら、環境にやさしい暮らし方についての情報の受発信を進めていく。
羽田空港の機能強化に係る対応	国は、平成 26 年 7 月に「首都圏空港の機能強化について」の技術的な選択肢を取りまとめ公表した。内容は、23 区内陸部を新たな飛行ルートとするもので、特に、着陸の夕方南風時には、目黒区上空を 1 時間当たり 13 本飛行するものである。 平成 26 年 8 月、国が「首都圏空港機能強化の具体化に向けた協議会」を、東京都が「羽田空港の機能強化に関する都及び関係区市連絡会」を設置し、国との協議や意見交換等が行われている。 本区を含む関係自治体は、国に対して、原案の選定プロセス、騒音防止措置、落下物対策、今後のスケジュール等について、国による区民への丁寧な説明を求めている。現在、国は、区民の理解促進策等の検討を進めており、今後、具体的な区民向け説明会等の実施について国から示される見込みである。

目黒区一般廃棄物処理基本計画の改定	一般廃棄物処理基本計画の計画期間が平成 28 年度で終了することから、この間の状況の変化等も踏まえて、平成 28 年 3 月を目途に基本計画を改定する。 これまで、プラスチック製容器包装の資源化や使用済み小型家電の回収など、3 R（リデュース、リユース、リサイクル）の取り組みを展開してきたが、更なるごみ減量に向け、排出指導の充実、水銀含有物の適正処理、高齢化や資源分別の徹底等の課題がある。 平成 26 年度、ごみ量・ごみ組成分析やアンケート調査を行うとともに、清掃・リサイクル事業について目黒区廃棄物減量等推進審議会に諮問した。審議会からの答申を踏まえ、一般廃棄物処理基本計画の改定作業を進めていく。
目黒清掃工場整備事業（東京二十三区清掃一部事務組合の事業）への対応	○特別区の清掃事業の役割分担 特別区の清掃事業は、ごみの収集・運搬を各特別区が、中間処理（清掃工場等）を東京二十三区清掃一部事務組合（清掃一組）が担い、最終処分（埋め立て）は東京都に委託している。 ○目黒清掃工場の建て替え（清掃一組事業） 平成 3 年に竣工した目黒清掃工場は、清掃工場の耐用年数（25～30 年）を超えることから、事業主体である清掃一組が建替計画を進めている。建替後の焼却能力は現行と同じ 600 トン／日で、工事期間は平成 29～34 年度を予定している。 整備事業（建替等）事前説明会、建替計画（素案）の説明会を経て、平成 26 年 6 月に工場建替を決定した。また、目黒清掃工場運営協議会では、整備計画当初より継続的に論議を行っている。 今後、清掃一組が平成 27 年 7 月に環境影響評価書案を東京都に提出し、その後、環境影響評価案説明会を開催する予定である。区としては、引き続き丁寧な事業の進行と区要望事項の実現を求めながら、事業の進捗に合わせて適時適切な対応を行っていく。
区の清掃事業施設の再整備等（実施計画事業）	区の清掃事業施設は、清掃事務所、清掃事業所（車庫）、粗大中継所（粗大ごみの運搬中継施設）の 3 施設である。このうち、粗大中継所の移転整備と清掃事務所の大規模改修が課題である。 ○粗大中継所 現在の粗大中継所が都市計画道路補助 26 号線の整備予定地にあることから、旧中央町リサイクルストックヤード跡地（平成 26 年度末廃止）への移設整備を進めている。平成 27 年度にリサイクルストックヤード解体工事、中継所新築工事を行い、28 年 4 月より稼働予定である。 ○清掃事務所 昭和 48 年 3 月に竣工した施設（築 42 年）で、老朽化が進んでおり大規模改修が必要である。平成 28 年度に整備手法を検討し、平成 29 年度に耐震診断を予定している。